

特 殊 健 康 診 断

動 向

平成26年度の特健康診断に関する法令の改正は、

1. 労働安全衛生法施行令の改正（平成26年11月1日施行）；ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト（DDVP）の特定化学物質への追加、クロロホルム・四塩化炭素・1,4-ジオキサン・1,2-ジクロロエタン・ジクロロメタン・スチレン・1,1,2,2-テトラクロロエタン・テトラクロロエチレン・トリクロロエチレン・メチルイソブチルケトン（クロロホルムほか9物質という）を有機溶剤から削除し特定化学物質へ移行し、発がん性を踏まえた措置が義務づけられた。
2. 有機溶剤中毒予防規則の改正（平成26年11月1日施行）；クロロホルムほか9物質を有機溶剤から削除したことに伴う改正
3. 特定化学物質障害予防規則の改正（平成26年11月1日施行）；
 - ①DDVPが、特定第2類物質、特別管理物質として追加（規制の対象となる業務は成形加工または包装業務）。健診項目は、作業条件の簡易な調査、皮膚炎、縮腫、流涙、唾液分泌過多、めまい、筋繊維束れん縮、悪心、下痢等の自他覚症状の有無の検査、血清コリンエステラーゼ活性値の測定である。
 - ②クロロホルムほか9物質が、第2類物質・特別管理物質となり『特別有機溶剤等』へ追加（規制の対象となる業務は屋内作業場等において行う有機溶剤業務）
 - *クロロホルムほか9物質の含有量が1%以下で、かつ特別有機溶剤と有機溶剤の合計含有量が5%をこえる場合、有機溶剤中毒予防規則が準用される。
 - ③なお、ナフタレン、リフラクトリーセラミックファイバーが特定化学物質・第2類物質として追加された（平成27年11月1日施行）健診項目は
 - 1) ナフタレン……作業条件の簡易な調査、眼の痛み、流涙、眼のかすみ、羞明、視力低下、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐、皮膚の刺激等の自他覚症状の有無、皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査、尿中の潜血検査
 - 2) リフラクトリーセラミックファイバー……作業条件の簡易な調査、喫煙歴及び喫煙習慣の状況、せき、たん、息切れ、呼吸困難、胸痛、呼吸音の異常、眼の痛み、皮膚の刺激等

の自他覚症状の有無、皮膚炎などの皮膚所見の有無の検査、胸部のエックス線直接撮影である。

4. 粉じん障害予防規則およびじん肺法の改正（平成27年10月1日施行）；鋳物を製造する工程において、砂型を造型する場所における作業および砂型を造型する作業に従事する者が、新たにじん肺健康診断の対象となる。

現 状

前年と比較して、特殊健康診断の受診団体数は412団体で24団体（6.2%）の増加。また、受診者数は66,917名から74,369名へと7,452名（11.1%）増加している。受診者が増加したのは、行政指導によるものが4,008名増加、その主なものは、騒音が2,035名増加、VDT業務が1,751名増加している。次いで、特定化学物質が2,738名増加しているがこれは全国的な傾向のようである。特に、エチルベンゼンが1,447名から2,764名に増加しているのが目立っている。また、鉛と石綿の受診者の減少がみられるがこれも全国の実施状況と同様である。

その他、特殊健康診断の結果について、例年と大きな変化はみられない。

今後の課題

平成26年6月に公布された改正労働安全衛生法により、化学物質管理の仕組みが充実され、平成28年6月1日施行されることとなった。具体的には、一定の危険物質・有害性が確認されている物質（表示対象物質）および安全データシート（SDS）の交付が義務付けられている物質（通知対象物質）について、事業者には危険性または有害性の調査（リスクアセスメント）が義務付けられることとなった。これから政省令の改正や通達等で示されることと思われる。

また、厚生労働省の「化学物質リスク評価検討会」では、毎年化学物質による労働者の健康障害のリスク評価を行っており、平成27年8月12日には、「三酸化ニアンチモン」について、詳細リスク評価の結果、適切なばく露防止措置が講じられない状況では、労働者の健康障害のリスクは高いと考えられることから、健康障害防止措置の検討を行うべきであると報告している。今後、特定化学物質障害予防規則で、規制される可能性があり、注意する必要がある。

関係の集計表は129頁に掲載